

地域の食料安全保障の確保のための強靱で持続可能な農林水産業・食料システムの強化に向けた
グローバルサウス諸国との協力強化に係る日本の提案
～ グローバルみどり協力プラン ～

1. 背景

2021年9月、食料の安定供給と強靱で持続可能な農業開発の重要性が認識されつつある中で、国連食料システムサミット（UNFSS）が開催され、温室効果ガス（GHG）排出量を削減しつつ、農業と食料システムの強靱性と持続可能性を高めるという概念が、農業政策や政府のイニシアティブの中核的な概念として位置付けられた。この際、グテーレス国連事務総長は、持続可能性を達成するための万能（one-size-fits-all）な解決策は無いと述べるとともに、持続可能な食料システムは、飢餓、気候変動、生物多様性などの課題に不可欠な解決策であると指摘した。2023年7月には、国連食料システムサミット2年後フォローアップ会合（UNFSS+2）が開催され、国連事務総長報告によれば、67%の国が国家戦略やセクター別計画に食料システム変革に向けた道筋（National Pathways）の策定ビジョンを統合し、半数の国は食料システムを気候変動に早急に適用させ、環境面の強靱性を推進する必要性を認識した。

日本は、UNFSSにおいて、世界のより良い食料システムの構築に取り組んでいくとして、①生産性の向上と持続可能性の確保の両立、②自由で公正な貿易の維持・強化、③各国・地域の気候風土・食文化を踏まえたアプローチ、の重要性を強調した。また、日本は「みどりの食料システム戦略」を通じ、農林水産業の脱炭素化など環境負荷の少ない持続可能な食料システムの構築を進めていくとした。

さらに日本は、UNFSS+2において、G7 宮崎農業大臣会合や G7 広島サミットでの成果を踏まえ、①農業の持続可能性の向上は生産性を高める方向で行われるべきこと、②既存の国内農業資源を最大限活用することで各国の食料システムの強化を図るべきこと、③持続可能な農業の達成に向けてあらゆる形のイノベーションが活用されるべきこと、を強調した。

また、日本は、2023年12月にドバイで開催された国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）で採択された「持続可能な農業、強靱な食料システム及び気候行動に関するエミレーツ宣言」を支持し、食料・農業分野の持続可能な発展と気候変動対策強化に各国と協働で取り組んでいくこととしたところである。

さらに、2024年9月に開催された G20 農業大臣会合では、我が国から持続可能な農業の達成に向けて、イノベーションの成果をそれぞれの地域に合った手法で実践する必要がある、2023年に立ち上げた「日 ASEAN みどり協力プラン」と同様の協力をアジア以外の地域にも広げていく旨表明したところである。また、同年11月に開催された G20 サミットにおいて、飢餓と貧困の撲滅に向けた取組への支援とその加速化のために「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」が創設された。総理大臣から日本の高い技術を活用し、温室効果ガス排出の低減を含めた持続可能で生産性の高い農林水産業を中南米、アフリカ諸国を含む新たなパートナーに広げていく旨表明したところである。

2. 協力の方向性

国際社会が農業の生産性の向上と持続可能性の確保の両立や強靱な食料システムの確立に高い関心を持ち、各国が国家戦略やセクター別計画に基づく取組を進めている現在、日本も、各種の国際会議で表明してきた立場を踏まえ、グローバルサウス諸国との連携を強化し、我が国官民が有する知見や技術を世界の食料システムの速やかな転換に活用していく取組を推進する。

日本では、食料・農林水産業の生産性の向上と持続可能性の確保の両立をイノベーションで実現するため、2021年5月に持続可能な食料システム構築のための中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針である「みどりの食料システム戦略(MIDORI Strategy)」を策定し、革新的な技術・生産体系の開発・社会実装を進めている。

このような中で、日本は、2023年10月に採択された「日 ASEAN みどり協力プラン」に基づき、既に気候や農業生産条件の共通する ASEAN 地域において、イノベーションによる強靱で持続可能な農業と食料システムの構築に向け、日本が培ってきた技術を活用した協力プロジェクトを実施している。

ASEAN 以外のグローバルサウス諸国では、それぞれの地域の農林水産業のおかれている自然条件や社会条件は様々であり、その特性に応じた調達、生産、加工・流通、消費が行われている。強靱で持続可能な農林水産業及び食料システム、そして SDGs の目標を達成するために万能の解決策はなく (no-one size fits all)、各地の状況に応じた取組を推進する必要がある、ASEAN での経験も活かして、テラーメイドの協力を展開していく。

日本は、地域の食料安全保障と農林水産分野における気候変動対策の強化に貢献するため、気候、土壌、灌漑システムなどの農業生産に係る地域の特性に配慮し、グローバルサウス諸国との緊密な協力を通じて、強靱で持続可能な農業及び食料システムを構築するための努力を支援する。また、グローバルサウス諸国と日本は、①農業の持続可能性の向上は生産性を高める方向で行われるべきこと、②既存の国内農業資源を最大限活用することで各国の食料システムの強化を図るべきこと、③持続可能な農業の達成に向けてあらゆる形のイノベーションが活用されるべきこと、を基本とし、民間部門の技術的・財政的能力を活用していくことに加え、公的研究機関、産業支援機関、金融機関等、産学官金と連携した取組を推進していく。また、FAO、WFP、IFAD などの国際機関と連携していく。

3. 協力の範囲

日本は、上記の

①農業の持続可能性の向上は生産性を高める方向で行われるべきこと、
②既存の国内農業資源を最大限活用することで各国の食料システムの強化を図るべきこと、
③持続可能な農業の達成に向けてあらゆる形のイノベーションが活用されるべきこと
を踏まえ、「官民連携を通じたイノベーションによる強靱で持続可能な農業及び食料システムの構築」を今後のグローバルサウス諸国との連携の中核概念とし、グローバルサウス諸国と互いに協力を推進する。

グローバルサウス諸国と日本は、強靱で持続可能な農林水産業を構築するため、地域特性に応じた取組や技術を選択し、試行し、取組等の拡大に向けた協力を実施する。日本がグローバルサウス諸国において強靱で持続可能な農業及び食料システムを実現するために活用可能と考え、官民が連携して取り組むべき具体的な協力の範囲は以下のとおりである。

- i) 強靱で持続可能な農業及び食料システムを構築するための技術の開発、実証、普及
 - ー精密（スマート／デジタル）農業、農業資材の効率的利用を含む循環型経済
 - ーバイオマスエネルギー、温室効果ガス（GHG）排出削減、総合防除（IPM）
 - ー栄養改善に資する品種開発や最適な加工方法
 - ー効率的な農業用水管理などのイノベーション
- ii) 食料及び農業のための植物遺伝資源の収集、評価
- iii) 強靱で持続可能な農林水産業及び食料システム構築のための人材育成等を含めた支援
- iv) 緊急時における食料支援や主要な穀物などの安定供給に向けた対話
- v) 気候変動に伴う自然災害、越境性動物疾病及び植物病害虫への対応
- vi) 主要食料の供給の安定化に資する物流インフラへの投資の促進
- vii) グローバルサウス諸国による持続可能な農林水産業及び食料システムを構築するための自主的な取組の実施への支援

なお、これらの各地域への展開に際しては、各地の自然条件や社会条件など農林水産業の置かれた環境を把握し、その適用可能性を十分に踏まえる必要があることに留意する。

4. 実施

各地域の自然条件や社会条件に適した取組や技術を通じた協力を実現するため、グローバルサウス諸国と日本は、官民の様々な関係者間での対話を推進する。また、必要に応じ、政府機関間または民間企業間の協力覚書の締結等による枠組みを構築する。なお、これらの協力は、日本及び各国相互に有益な取組となるよう、育成者権の利活用を通じて、民間投資を促進する枠組みとなるよう留意する。